

学生・保護者の皆さんへ

学生支援部長 田代 利恵

令和3年度後期授業に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年度後期の授業につきましては、前期と同様に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じたうえで、原則、対面授業を継続することとなっていますが、これに関連する特別欠席の取扱いについて、令和3年12月1日以降は以下のとおり取り扱いますのでお知らせします。

対面授業を欠席する場合は、その状況や理由によって手続き等が異なりますので、まずは担当窓口であるキャリア支援課に連絡を取り事後の指示を受けてください。

① 体調不良(ワクチン接種後の副反応や風邪の症状など)で欠席する場合

ワクチン接種後の副反応をはじめとする体調不良で授業を欠席する場合は、**必ず事前に**キャリア支援課に連絡してください。症状が回復した後は、キャリア支援課で「特別欠席」に関する手続きを経た後、欠席した授業の担当教員に自ら届け出を行ってください。

② 保健所や病院から感染症陽性者や濃厚接触者に認定されて欠席する場合

感染症陽性者や濃厚接触者に認定され(認定される可能性がある場合も含む)授業を欠席する場合は、**必ず事前に**キャリア支援課に連絡してください。キャリア支援課・教務課で状況を確認し、教務課が科目担当教員に連絡したうえで、授業受講の方法などを連絡します。

③ 対面授業の出席が不安で欠席する場合

対面授業の出席が不安で授業を欠席する場合は、**必ず事前に**キャリア支援課に連絡し、「特別欠席願」を提出してください。キャリア支援課・教務課で状況を確認し、教務課が科目担当教員に連絡したうえで、授業受講の方法などを連絡します。

「特別欠席願」は1ヶ月単位での申請となりますので、翌月の申請は**必ず前月の25日まで**に行ってください。当措置は、学生本人に既往歴がある場合や家族に高齢者や医療従事者がいる場合、通学時の満員電車・バスへの乗車が不安な場合に対して認める措置です。したがって、特別欠席が認められた学生のアルバイトや、不要不急の外出は原則認めていません。

11月に入り県内の感染者も大幅に減少していることから、本学としては対面授業の受講を基本としますが、③に掲げるやむを得ない事情がある場合は、その理由を「特別欠席願」の申請理由欄に詳細に記入してください。原則、担当職員が保護者に直接連絡・確認することとしますのでご承知おきください。

なお、成績評価に係る試験や成績再評価期間での試験(追試験及び再試験)については、原則、対面で実施するので注意してください。

連絡先:キャリア支援課(学生担当)

電話番号:093-693-3003、3433